

石狩川流域下水道の指定管理者の候補者の選定について

1	公の施設の概要	<p>名称 石狩川流域下水道</p> <p>所在地 美唄市・芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津町（以下「構成6市4町」という）</p> <p>設置目的 石狩川流域における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域における水質保全に資する。</p>	<p>所管課(室)</p> <p>建設部まちづくり局都市環境課 (下水道グループ) 直通 011-204-5572 代表 011-231-4111 内線29-618</p>																																												
2	申請期間	北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条ただし書き等（以下「公募の例外規定」という。）により非公募。																																													
概	要 条 件	申請条件	<p>指定期間(予定) 平成22年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>業務の範囲 (1)汚水処理、下水道施設の維持管理に関すること。 (2)流入水及び放流水の水質監視、下水汚泥の適正な処分に関すること。 (3)緊急時の危機管理体制に関すること。 (4)汚水処理、下水汚泥処分、下水道施設の修繕及び改築等の方針に関すること。</p> <p>利用料金制度 該当なし</p> <p>負担金上限額 該当なし(指定管理者業務に要する経費は、指定管理者の負担のため。)</p> <p>審査基準等 別紙「北海道流域下水道指定管理者候補者決定基準」のとおり</p>																																												
4		申請結果	申請者数・1団体																																												
5		選定委員会	<p>名称 道央圏道立都市公園等指定管理者候補者選定委員会(事務局:建設部まちづくり局都市環境課)</p> <p>設置要綱 別紙のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">委 員</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 35%;">所 属</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td></td> <td>千葉博正</td> <td>札幌大学経営学部教授</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td>愛甲哲也</td> <td>北海道大学農学部准教授</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td>黒田英雄</td> <td>中小企業診断協会北海道支部理事</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td>内藤一男</td> <td>札幌市教育委員会生涯学習部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td>後藤幸治</td> <td>札幌市南区保育園会会長</td> <td></td> </tr> </table> <p>開催状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">開催日時・場所</th> <th style="width: 45%;">議 事</th> <th style="width: 15%;">出席率</th> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>平成21年9月28日(月) 道庁職員監会議室</td> <td>・公募の例外規定により、構成6市4町が連合して構成する団体を指定管理者候補者として指名することについて ・選定の基準について</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>平成21年12月16日(水) 道庁建設部会議室</td> <td>・指定管理者候補者の選定</td> <td>100%</td> </tr> </table>			委 員	区 分	氏 名	所 属	備 考	委員長		千葉博正	札幌大学経営学部教授	学識経験者	委員		愛甲哲也	北海道大学農学部准教授	学識経験者	委員		黒田英雄	中小企業診断協会北海道支部理事	学識経験者	委員		内藤一男	札幌市教育委員会生涯学習部長		委員		後藤幸治	札幌市南区保育園会会長		区 分	開催日時・場所	議 事	出席率	第1回	平成21年9月28日(月) 道庁職員監会議室	・公募の例外規定により、構成6市4町が連合して構成する団体を指定管理者候補者として指名することについて ・選定の基準について	100%	第2回	平成21年12月16日(水) 道庁建設部会議室	・指定管理者候補者の選定	100%
委 員		区 分	氏 名	所 属	備 考																																										
委員長			千葉博正	札幌大学経営学部教授	学識経験者																																										
委員		愛甲哲也	北海道大学農学部准教授	学識経験者																																											
委員		黒田英雄	中小企業診断協会北海道支部理事	学識経験者																																											
委員		内藤一男	札幌市教育委員会生涯学習部長																																												
委員		後藤幸治	札幌市南区保育園会会長																																												
区 分	開催日時・場所	議 事	出席率																																												
第1回	平成21年9月28日(月) 道庁職員監会議室	・公募の例外規定により、構成6市4町が連合して構成する団体を指定管理者候補者として指名することについて ・選定の基準について	100%																																												
第2回	平成21年12月16日(水) 道庁建設部会議室	・指定管理者候補者の選定	100%																																												
	審査の経過	<p>9月28日開催の第1回委員会において、石狩川流域下水道の管理については、供用開始以来、構成6市4町が各市町の公共下水道と一体管理することにより効率的な管理運営を実施していることから、公募の例外規定により非公募とし、構成6市4町が連合して構成する団体（以下「連合体」という。）を指定管理者の候補者として指名すること及びその選定基準について検討を行った。</p> <p>12月16日開催の第2回選定委員会において、連合体からの申請内容に係る審査を実施し、いずれも提案内容が北海道が示した指定管理業務の要求水準を充たしていることと認められることから、連合体を指定管理者の候補者として決定し、12月16日、審査の経過及び結果について道に報告した。</p>																																													
	採点結果	別記のとおり																																													
	審査の結果	<p>指定管理者の候補者 石狩川流域下水道維持管理連合体 代表者 滝川市長 田村 弘</p>																																													
	選定理由	<p>石狩川流域下水道の管理については、構成6市4町が共同して実施し、各市町の公共下水道との一体管理により効率的な管理運営が実施されていること、また提案内容が指定管理業務の要求水準を充たしていることから、構成6市4町が連合して構成する石狩川流域下水道維持管理連合体を候補者として選定する。</p>																																													
	学識経験者委員の主な意見(又は総評)	提案内容が、北海道が示した指定管理業務の要求水準を充たしていることと認められる。																																													
<p>選定の決定</p> <p>道では、選定委員会から報告された上記の審査結果に基づき、石狩川流域下水道維持管理連合体を指定管理者の候補者として選定し、平成22年第1回定例議会に指定管理者の指定について議案を提出することとしています。</p>																																															

【別記】

石狩川流域下水道指定管理者候補者審査結果

項目	要求水準	確認結果	
1 管理業務実施体制	ア 流域下水道の運営及び維持管理を円滑に執行できる体制が確保されている。	適	
	イ 業務に必要な人員、有資格者が確保されている。	適	
	ウ 民間企業の技術・ノウハウを効果的に活用できる体制となっている。	適	
	エ 維持管理業務全般に係る運営方針が策定されている。	適	
	オ 適切な収支計画が策定されている。	適	
2 汚水処理施設及び管きよ等の維持管理	(1) 運転操作	ア 各施設の機能を十分に発揮する運転・制御・調整が実施できる。	適
		イ 運転操作等に係る具体的な処理要領等(運転方法、運転スケジュール等)が規定されている。	適
	(2) 保守点検・修繕	ア 各施設・機器に係る各種点検、修繕が適切に実施できる。	適
		イ 応急修理や部品交換が正確・迅速に行える。	適
		ウ 具体的な保守点検の方法(点検項目、方法、実施周期等)が規定されている。	適
	(3) 防犯・防火	ア 防犯・防火対策が効果的で適切である。	適
	(4) 環境整備	ア 鳥、鼠や害虫(ハエ、蚊等)の発生予防対策が講じられている。	適
		イ 臭気に対する効果的な対策が講じられている。	適
		ウ 周辺住民や来客者に不快感を与えることのないよう適切な景観保持が図られている。	適
	(5) エネルギー管理	ア 電力・燃料等エネルギーの使用量を適切に把握できる。	適
		イ 省エネルギーへの取り組みが図られている。	適
		ウ 具体的な省エネルギー取組方法、省エネルギー法への対応が規定されている。	適
	3 流入水・放流水の水質監視	ア 流入水・放流水の水量・水質、水処理各工程毎の状況を適切に把握できる。	適
		イ 関係法令に基づく適切な水質検査及びデータ管理を行うことができる。	適
		ウ 具体的な流入水・放流水管理、及び水質分析業務処理方法等が規定されている。	適
4 下水汚泥の処理	ア 法令等に基づく下水汚泥の適正な処理ができる。	適	
	イ 下水汚泥量・有害物質等を適切に把握・記録できる。	適	
	ウ 下水汚泥、消化ガスの有効利用が図られる。	適	
5 緊急時の危機管理体制	ア 緊急事態の発生時において適切な対応ができる体制が確立されている。	適	
	イ 緊急時対応マニュアルが作成されている。	適	
	ウ 流入水質の確保について各公共下水道管理者等関係機関と連携を図ることができる。	適	
6 その他の業務	ア 研修者及び見学者等への対応ができる。	適	
	イ ホームページ等を活用するなどして積極的な情報公開ができる。	適	

函館湾流域下水道の指定管理者の候補者の選定について

1	公の施設の概要		名 称 函館湾流域下水道 所在地 函館市・北斗市・七飯町(以下「構成2市1町」という) 設置目的 函館湾流域における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域における水質保全に資する。		所管課(室) 建設部まちづくり局都市環境課 (下水道グループ) 直通 011-204-5572 代表 011-231-4111 内線29-618
	2	申請期間	北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条ただし書き等(以下「公募の例外規定」という。)により非公募。		
	概要	申請条件	指定期間(予定)	平成22年4月1日～平成26年3月31日	
		業務の範囲	(1)汚水処理、下水道施設の維持管理に関すること。 (2)流入水及び放流水の水質監視、下水汚泥の適正な処分に関すること。 (3)緊急時の危機管理体制に関すること。 (4)汚水処理、下水汚泥処分、下水道施設の修繕及び改築等の方針に関すること。		
		利用料金制度	該当なし		
		負担金上限額	該当なし(指定管理者業務に要する経費は、指定管理者の負担のため。)		
	審査基準等	別紙「北海道流域下水道指定管理者候補者決定基準」のとおり			
4	申請結果	申請者数・1団体			
5	選定委員会	名 称 道南圏道立都市公園等指定管理者候補者選定委員会(事務局:建設部まちづくり局都市環境課) 設置要綱 別紙のとおり 委 員 員			
		区分	氏名	所属	備考
		委員長	齊藤 晶	日本樹木医会北海道支部顧問	学識経験者
		委員	神林 真里	函館大谷短期大学教授	学識経験者
		委員	木村 健一	公立はこだて未来大学教授	学識経験者
		委員	古川 雅章	函館商工会議所専務理事	
		委員	川越 英雄	函館市教育委員会生涯学習部長	
	開催状況	区分	開催日時・場所	議事	出席率
		第1回	平成21年10月2日(金) 道南四季の杜公園会議室	・公募の例外規定により、構成2市1町が連合して構成する団体を指定管理者候補者として指名することについて ・選定の基準について	100%
		第2回	平成21年12月9日(水) 渡島支庁3階会議室	・指定管理者候補者の選定	80%
	審査の経過	10月2日開催の第1回委員会において、函館湾流域下水道の管理については、供用開始以来、構成2市1町が各市町の公共下水道と一体管理することにより効率的な管理運営を実施していることから、公募の例外規定により非公募とし、構成2市1町が連合して構成する団体(以下「連合体」という。)を指定管理者の候補者として指名すること及びその選定基準について検討を行った。 12月9日開催の第2回選定委員会において、連合体からの申請内容に係る審査を実施し、いずれも提案内容が北海道が示した指定管理業務の要求水準を充たしていることと認められることから、連合体を指定管理者の候補者として決定し、12月9日、審査の経過及び結果について道に報告した。			
	採点結果	別記のとおり			
	審査の結果	指定管理者の候補者 函館湾流域下水道維持管理連合体 代表者 函館市長 西尾 正範			
	選定理由	函館湾流域下水道の管理については、構成2市1町が共同して実施し、各市町の公共下水道との一体管理により効率的な管理運営が実施されていること、また提案内容が指定管理業務の要求水準を充たしていることから、構成2市1町が連合して構成する函館湾流域下水道維持管理連合体を候補者として選定する。			
	学識経験者委員の主な意見(又は総評)	提案内容が、北海道が示した指定管理業務の要求水準を充たしていることと認められる。			
選定の決定 道では、選定委員会から報告された上記の審査結果に基づき、函館湾流域下水道維持管理連合体を指定管理者の候補者として選定し、平成22年第1回定例議会に指定管理者の指定について議案を提出することとしています。					

【別記】

函館湾流域下水道指定管理者候補者審査結果

項目	要求水準	確認結果	
1 管理業務実施体制	ア 流域下水道の運営及び維持管理を円滑に執行できる体制が確保されている。	適	
	イ 業務に必要な人員、有資格者が確保されている。	適	
	ウ 民間企業の技術・ノウハウを効果的に活用できる体制となっている。	適	
	エ 維持管理業務全般に係る運営方針が策定されている。	適	
	オ 適切な収支計画が策定されている。	適	
2 汚水処理施設及び管きよ等の維持管理	(1) 運転操作	ア 各施設の機能を十分に発揮する運転・制御・調整が実施できる。	適
		イ 運転操作等に係る具体的な処理要領等(運転方法、運転スケジュール等)が規定されている。	適
	(2) 保守点検・修繕	ア 各施設・機器に係る各種点検、修繕が適切に実施できる。	適
		イ 応急修理や部品交換が正確・迅速に行える。	適
		ウ 具体的な保守点検の方法(点検項目、方法、実施周期等)が規定されている。	適
	(3) 防犯・防火	ア 防犯・防火対策が効果的で適切である。	適
	(4) 環境整備	ア 鳥、鼠や害虫(ハエ、蚊等)の発生予防対策が講じられている。	適
		イ 臭気に対する効果的な対策が講じられている。	適
		ウ 周辺住民や来客者に不快感を与えることのないよう適切な景観保持が図られている。	適
	(5) エネルギー管理	ア 電力・燃料等エネルギーの使用量を適切に把握できる。	適
		イ 省エネルギーへの取り組みが図られている。	適
		ウ 具体的な省エネルギー取組方法、省エネルギー法への対応が規定されている。	適
	3 流入水・放流水の水質監視	ア 流入水・放流水の水量・水質、水処理各工程毎の状況を適切に把握できる。	適
		イ 関係法令に基づく適切な水質検査及びデータ管理を行うことができる。	適
		ウ 具体的な流入水・放流水管理、及び水質分析業務処理方法等が規定されている。	適
4 下水汚泥の処理	ア 法令等に基づく下水汚泥の適正な処理ができる。	適	
	イ 下水汚泥量・有害物質等を適切に把握・記録できる。	適	
	ウ 下水汚泥、消化ガスの有効利用が図られる。	適	
5 緊急時の危機管理体制	ア 緊急事態の発生時において適切な対応ができる体制が確立されている。	適	
	イ 緊急時対応マニュアルが作成されている。	適	
	ウ 流入水質の確保について各公共下水道管理者等関係機関と連携を図ることができる。	適	
6 その他の業務	ア 研修者及び見学者等への対応ができる。	適	
	イ ホームページ等を活用するなどして積極的な情報公開ができる。	適	

十勝川流域下水道の指定管理者の候補者の選定について

1	公の施設の概要	<p>名 称 十勝川流域下水道</p> <p>所 在 地 帯広市・音更町・芽室町・幕別町（以下「構成1市3町」という）</p> <p>設置目的 十勝川流域における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域における水質保全に資する。</p>	<p>所管課(室)</p> <p>建設部まちづくり局都市環境課 (下水道グループ)</p> <p>直通 011-204-5572 代表 011-231-4111 内線29-618</p>		
2	申請期間	北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条ただし書き等（以下「公募の例外規定」という。）により非公募。			
概 要 条 件	指定期間(予定)	平成22年4月1日～平成26年3月31日			
	業務の範囲	(1)汚水処理、下水道施設の維持管理に関すること。 (2)流入水及び放流水の水質監視、下水汚泥の適正な処分に関すること。 (3)緊急時の危機管理体制に関すること。 (4)汚水処理、下水汚泥処分、下水道施設の修繕及び改築等の方針に関すること。			
	利用料金制度	該当なし			
	負担金上限額	該当なし(指定管理者業務に要する経費は、指定管理者の負担のため。)			
	審査基準等	別紙「北海道流域下水道指定管理者候補者決定基準」のとおり			
4	申請結果	申請者数・1団体			
5	選定委員会				
	名 称	道東圏道立都市公園等指定管理者候補者選定委員会(事務局:建設部まちづくり局都市環境課)			
	設置要綱	別紙のとおり			
	委 員	区 分	氏 名	所 属	備 考
		委員長	関 川 三 男	帯広畜産大学地域共同研究センター長	学識経験者
		委員	田 中 厚 一	帯広大谷短期大学生生活科学科教授	学識経験者
		委員	津 呂 真 一	北海道商工会連合会十勝支所長	
		委員	鈴 木 康 之	音更町役場商工観光課観光係長	
	委員	長 廻 由 佳	帯広市家庭教育学級東小学校ホランティアコーディネーター	学識経験者	
	開催状況				
	区 分	開催日時・場所	議 事	出席率	
	第1回	平成21年10月6日(火) 十勝支庁土木現業所1階 A会議室	・公募の例外規定により、構成1市3町が連合して構成する団体を指定管理者候補者として指名することについて ・選定の基準について	100%	
	第2回	平成21年12月21日(月) 十勝支庁土木現業所1階 A会議室	・指定管理者候補者の選定	100%	
	審査の経過	10月6日開催の第1回委員会において、十勝川流域下水道の管理については、供用開始以来、構成1市3町が各市町の公共下水道と一体管理することにより効率的な管理運営を実施していることから、公募の例外規定により非公募とし、構成1市3町が連合して構成する団体(以下「連合体」という。)を指定管理者の候補者として指名すること及びその選定基準について検討を行った。 12月21日開催の第2回選定委員会において、連合体からの申請内容に係る審査を実施し、いずれも提案内容が北海道が示した指定管理業務の要求水準を充たしていることと認められることから、連合体を指定管理者の候補者として決定し、12月21日、審査の経過及び結果について道に報告した。			
	採点結果	別記のとおり			
	審査の結果	指定管理者の候補者 十勝川流域下水道維持管理連合体 代表者 帯広市長 砂川 敏文			
	選定理由	十勝川流域下水道の管理については、構成1市3町が共同して実施し、各市町の公共下水道との一体管理により効率的な管理運営が実施されていること、また提案内容が指定管理業務の要求水準を充たしていることから、構成1市3町が連合して構成する十勝川流域下水道維持管理連合体を候補者として選定する。			
	学識経験者委員の主な意見(又は総評)	提案内容が、北海道が示した指定管理業務の要求水準を充たしていることと認められる。			
選定の決定 道では、選定委員会から報告された上記の審査結果に基づき、十勝川流域下水道維持管理連合体を指定管理者の候補者として選定し、平成22年第1回定例議会に指定管理者の指定について議案を提出することとしております。					

【別記】

十勝川流域下水道指定管理者候補者審査結果

項目	要求水準	確認結果	
1 管理業務実施体制	ア 流域下水道の運営及び維持管理を円滑に執行できる体制が確保されている。	適	
	イ 業務に必要な人員、有資格者が確保されている。	適	
	ウ 民間企業の技術・ノウハウを効果的に活用できる体制となっている。	適	
	エ 維持管理業務全般に係る運営方針が策定されている。	適	
	オ 適切な収支計画が策定されている。	適	
2 汚水処理施設及び管きよ等の維持管理	(1) 運転操作	ア 各施設の機能を十分に発揮する運転・制御・調整が実施できる。	適
		イ 運転操作等に係る具体的な処理要領等(運転方法、運転スケジュール等)が規定されている。	適
	(2) 保守点検・修繕	ア 各施設・機器に係る各種点検、修繕が適切に実施できる。	適
		イ 応急修理や部品交換が正確・迅速に行える。	適
		ウ 具体的な保守点検の方法(点検項目、方法、実施周期等)が規定されている。	適
	(3) 防犯・防火	ア 防犯・防火対策が効果的で適切である。	適
	(4) 環境整備	ア 鳥、鼠や害虫(ハエ、蚊等)の発生予防対策が講じられている。	適
		イ 臭気に対する効果的な対策が講じられている。	適
		ウ 周辺住民や来客者に不快感を与えることのないよう適切な景観保持が図られている。	適
	(5) エネルギー管理	ア 電力・燃料等エネルギーの使用量を適切に把握できる。	適
		イ 省エネルギーへの取り組みが図られている。	適
		ウ 具体的な省エネルギー取組方法、省エネルギー法への対応が規定されている。	適
	3 流入水・放流水の水質監視	ア 流入水・放流水の水量・水質、水処理各工程毎の状況を適切に把握できる。	適
		イ 関係法令に基づく適切な水質検査及びデータ管理を行うことができる。	適
		ウ 具体的な流入水・放流水管理、及び水質分析業務処理方法等が規定されている。	適
4 下水汚泥の処理	ア 法令等に基づく下水汚泥の適正な処理ができる。	適	
	イ 下水汚泥量・有害物質等を適切に把握・記録できる。	適	
	ウ 下水汚泥、消化ガスの有効利用が図られる。	適	
5 緊急時の危機管理体制	ア 緊急事態の発生時において適切な対応ができる体制が確立されている。	適	
	イ 緊急時対応マニュアルが作成されている。	適	
	ウ 流入水質の確保について各公共下水道管理者等関係機関と連携を図ることができる。	適	
6 その他の業務	ア 研修者及び見学者等への対応ができる。	適	
	イ ホームページ等を活用するなどして積極的な情報公開ができる。	適	